

佐野市・田沼町・葛生町
新市建設計画

平成 16 年 2 月
佐野市・田沼町・葛生町合併協議会

目 次

I	序論	1
1.	市町村合併の背景	1
2.	合併の必要性と効果	2
3.	計画の策定方針	4
II	新市の概況	6
1.	新市の現況	6
2.	新市の広域的位置づけ	10
3.	既存計画における位置づけ	11
4.	まちづくりの主要課題	13
III	主要指標の見通し	14
1.	新市の人口の見通し	14
2.	新市の世帯数の見通し	14
3.	新市の就業人口の見通し	15
IV	新市のまちづくりの基本方針	16
1.	新市の将来像	16
2.	新市建設の基本目標と施策体系	17
3.	新市の土地利用方針	19
V	新市の施策	21
1.	地域の特色を活かした快適なまちづくり	21
2.	やさしくふれあいのある健康福祉づくり	24
3.	魅力と活力ある産業づくり	27
4.	豊かな心を育む教育・文化づくり	29
5.	市民みんなで作る夢のあるまちづくり	31
VI	新市における栃木県事業の推進	34
VII	公共施設の統合整備	35
VIII	財政計画	36

I 序 論

1. 市町村合併の背景

近年、わが国の政治・社会・経済には少子高齢化、高度情報化等様々な問題が累積し、行政運営の体制や手法についても抜本的な変革が迫られる状況となっています。これらに的確に対応していくための有効な手段として市町村合併が考えられます。

(1) 少子高齢化の進行

平均寿命が80歳を超える長寿国となった反面、近年の出生率は極限といえるほど低下して人口構成が大きく変化し、行政による社会保障や福祉サービスの維持・向上が困難性を増してきています。このため、介護保険制度の導入等抜本的な制度改革が図られる一方で、「大きな政府による高度のサービスか、あるいは小さな政府によるサービスの縮小か」という根本的な議論も盛んになっていますが、福祉サービスのように、より効率的で行き届いたサービスの確保に向けて最善を尽くすことが求められている分野があることは否定できません。そこで、必要な人材の確保、効率よく活動できるネットワークの形成、財源の確保等が求められます。

(2) 生活圏の広域化

車社会の浸透により日常生活行動圏の広域化が進む中で、行政窓口サービスや公共施設の利用等、住民にとっての利便性の向上が期待されています。また、住民一人ひとりの生活圏は様々であることへの対応が必要となってきました。

(3) 国・地方財政の悪化

平成13年度末現在の国及び地方自治体の負債は合わせて673兆円、うち地方分は188兆円に達しています。この危機的状況に陥っている財政建て直しのため、国は財政構造改革に取り組んでいますが、その余波は地方財政にも重大な影響を及ぼしています。特に小規模の自治体は、地方交付税や国庫補助金の削減により厳しい財政運営を迫られることとなり、一層のスリム化・効率化が求められています。

(4) 地方分権の推進

地方分権が実行段階にはいり、自治体の自主性・自立性が尊重される一方、自治体に対しては高度の行政能力が求められる状況に推移しています。これに的確に対応するためには、優れた人材の確保、組織・機構の整備、地域の行政課題を効率的・効果的に解決していく必要があります。

2. 合併の必要性和効果

(1) 行政需要の広域化・高度化への対応

佐野市、田沼町及び葛生町（以下「3市町」という。）は、住民の通勤、通学、買い物、医療面等、事実上一つの生活圏を形成しています。合併することにより、効率的・効果的な公共施設の利用等住民サービスの向上が期待されます。

また、治山・治水等の防災対策や大規模災害時の対応、ごみ処理内容の高度化・複雑化、再利用化等、単独の市町では十分対応できない課題が増えてきています。個々の市町では公共下水道の整備、県では流域下水道事業を進めていますが、これらについても、合併によるスケールメリット（規模拡大効果）が見込まれ、一層の整備が期待できます。

現在においても、3市町間、田沼町・葛生町間または域外市町等との間で一部事務組合を結成して広域行政を推進していますが、これらの広域行政が新市へ移行されることにより、より迅速で的確な意思決定が可能となります。

(2) 行政能力の向上と総合的・計画的施策の展開

①行政能力の充実・強化

住民にもっとも身近な基礎的自治体である市町村には、福祉、環境、情報、教育等各分野において、社会情勢の変化に対する機敏な対応が求められているばかりでなく、従来みられなかった新規産業づくりやNPO^{注1}（非営利団体）の育成等新しい行政課題に十分対応できる優れた行政能力の確立が迫られています。

合併に伴う新行政機構の編成により、柔軟で横断的な総合的行政の展開に向けた組織整備が可能となり、管理部門のスリム化・効率化が図られます。また、重要施策や困難性の高い行政施策については、専任組織の設置、専門職員の配置等、より高度な組織・体制づくりが図られ、行政能力の向上により、多様化する行政需要への対応が可能となります。

②市制への一本化による住民サービスの維持・向上

現在、各市町においては、それぞれの地域特性や行政需要等を踏まえ、国の補助制度等を活用しながら、施策の展開、サービスの提供を実施しています。合併に伴ってサービス水準は、将来の新市への財政負担を考慮しながら、高い地域に合わせる等の調整がなされ、サービスの質の向上が期待できます。例えば、新市制の施行により2町の福祉サービスも新市の福祉事務所で一元的に提供され、生活保護や児童扶養手当の支給等も市が直接実施することとなるなど、各種福祉施策・保健施策等の一体的・総合的なサービス提供が可能となります。

^{注1} NPO:行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

なお、既存の 3 市町庁舎が再編成され、庁舎間の情報ネットワークを整備することにより、合併後も住民票の交付等の窓口サービスは、これまでと同様、引き続き各庁舎や支所で受けられるほか、さまざまな施策を展開することにより、住民の利便性をより向上することが可能となります。

③広域的観点に立ったまちづくりと施策の展開

広域的観点に立った道路や公共施設の整備、土地利用等により、まちづくりをより効果的に実施するなど計画的で効率的な施策の展開が可能となります。

また、環境問題や観光振興等、広域的な調整、取組み等を必要とする課題に関する施策を有効に展開することも可能となります。

(3) 地方分権への対応と財政運営の効率化

地方分権への確に对应していくためには、自治能力の向上、財政運営の効率化が不可欠です。

新市の人口規模は、12 万人余と県内第 4 位となり、面積では 356.07k m²と県内の市では第 1 位となります。また、3 市町では地域の個性を活かした市街地を形成していますが、各市町の市街地間の距離はさほど遠くなく、道路や下水道整備等共通の課題について連携を図ることも可能な状況にあります。

また、市町村の行財政の効率性に関する研究によると、一般に、人口 10 万人以上が効率的な市町村規模であり、それより小さな市町村、特に人口 3 万人程度未満では、人口規模が小さくなるにつれ、大幅に効率性が低下していると言われています。

このように、新市は規模拡大による効果と効率性を発揮しやすい条件にあるため、合併に伴い各種の課題を総合的に克服しやすくなるものと考えられます。

(4) 地域の一体化による活性化と競争力の向上

合併に伴う住民の一体化に向けた諸施策の積極的な展開や新市全域における行政サービスの向上により、コミュニティ活動、生涯学習等々、住民の活動は規模とレベルが高まり、一層活性化することが期待されます。

3 市町は、地理的条件から、これまで経済・文化・生活の面で強い共通性と結びつきを持っています。さらに、合併により各市町が持つ特色ある歴史的資源や自然的資源等が合わさることによって、より広く歴史と文化、地域性を共有する新市となり、首都圏における広域的な交通の要衝としての立地条件とも相まって、産業・観光等、域外に対する競争力は一層強化されるものになります。

3. 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、佐野市、田沼町、葛生町の合併後の新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、3市町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想や基本計画に委ねるものとします。

(2) 計画策定にあたり配慮すべき事項

① 地域の特長を活かし発展させる視点

新市としての一体的な発展を図る中で、各地域の特長を活かし、それぞれの活力を高めるとともに、広域交流拠点としての発展を図っていきます。

② 時代の潮流を見据えた長期的な視点

地方分権、少子高齢化、高度情報化、国際化、技術革新等の時代の潮流を見据え、こうした潮流に即したまちづくり、都市づくりを長期的視点に立って総合的に取り組んでいきます。

③ 既存の計画・施策の継続性

既に策定・実施されている広域計画や3市町の振興計画を尊重し、原則として計画や施策の継続性について配慮していきます。

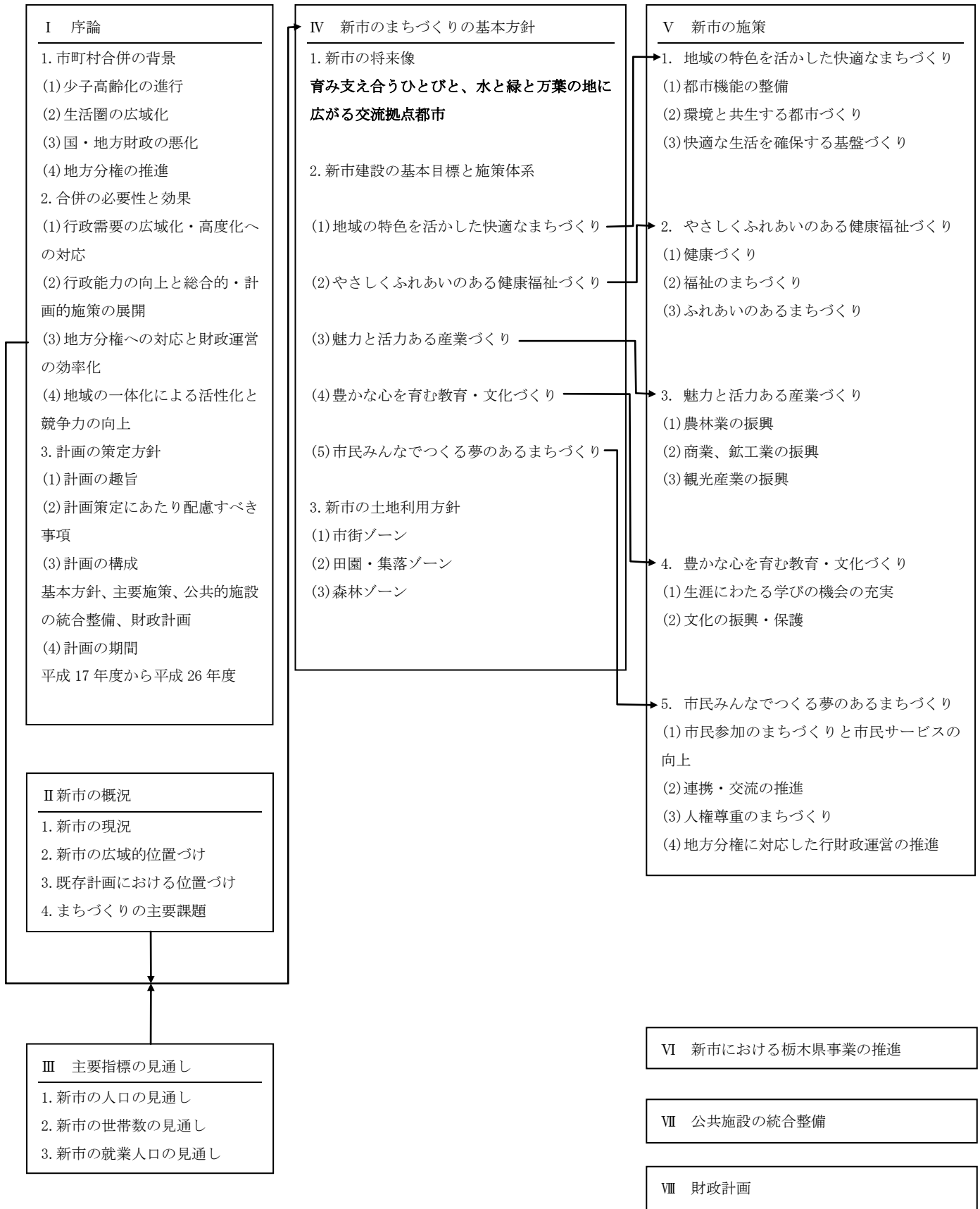
(3) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを実施していくための基本方針、基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心に構成します。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

【計画の構成】



Ⅱ 新市の概況

1. 新市の現況

(1) 位置と地勢、気候

新市は、栃木県の南西部に位置しています。

東は栃木市、西は足利市、南は岩舟町、北は氷室山や根本山をはじめとする 1,100m級の広大な山岳地帯を経て栗野町、群馬県の桐生市及び東村と接しており、面積は 356.07 k㎡で、現在の栃木県内の市では黒磯市をしのぎ第 1 位の行政区域となります。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては山岳・森林地帯、南部と西部は平坦な市街地、農地となっています。

また、新市の地域（赤見～戸室、白岩～葛生）は、約 2 億 6 千万年前に形成された石灰岩地帯が広がり、この地域の 1 万年以前の地層からは、日本サイ等の葛生動物群の多くの化石が出土することで有名です。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し比較的温暖ですが、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きくなっています。また、北部の山間部では、南部及び西部と比べて標高差が約 1,000mあるため、冬季には積雪があり、4 月初旬においても残雪がみられることがあります。

(2) 歴史的・文化的特性

新市の地域（旧安蘇郡）は、その多くが平安時代 8 世紀には荘園の発生とともに「佐野庄」と呼ばれ、古くから深い結びつきがありました。また、天慶の乱（940 年）で平将門を破り、栃木・群馬両県にわたって勢力を誇っていた藤原秀郷、江戸時代中期に「田沼時代」を創出した田沼意次、自由民権運動と渡良瀬川鉍毒問題に一生を捧げた田中正造等、日本史の上でも重要な人物が名を連ねており、さらに、1 千余年の歴史を持つ天明鋳物、飛駒和紙の名で知られる和紙製造技術、江戸の歌舞伎役者関三十郎によって伝えられた地芝居の牧歌舞伎等、重厚な歴史とこれにまつわる伝統工芸や伝統芸能等、有形・無形の文化遺産にあふれています。

新市は共通の歴史・文化を持つ一方、例幣使街道の宿場町として栄えた佐野市、一瓶塚稲荷の門前町として栄えた田沼町、現在もドロマイト生産日本一を誇る「鉍都葛生」等、それぞれ独自の文化や伝統も受け継がれており、これらは各地域の歴史資料館等に保存・展示されているほか、数々の特産品や祭りとして、各地域の精神的・経済的財産ともなっています。

(3) 交通

国道 293 号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の南部市街地を結び、新市の

中央部を貫く幹線道路となっています。さらに、国道 50 号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に伸び、佐野地域の東端をかすめて南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結しています。この国道 50 号は、羽田工業団地や佐野新都市整備事業区域等を結ぶ主要な産業道路としても重要な役割を果たしています。

さらに、今後予定されている北関東自動車道は、田沼地域の市街地と佐野地域の最北部を東西に走り、(仮称)田沼インターチェンジの設置が期待されています。これにより道路交通の要衝としての新市の地位が一層高まっていきます。

鉄道は、東西に走る JR 両毛線が新市と小山・足利方面とを結んでおり、また、東武鉄道佐野線が葛生駅を起点として田沼駅、佐野駅を通り、館林市を経て首都東京とを結び、通勤・通学の主要な交通手段となっています。

(4) 人口と世帯数

平成 12 年の国勢調査結果によると、新市の総人口は 125,671 人となり、栃木県内における現在の市の中では、小山市に次いで第 4 位となります。総人口は平成 2 年までは増加を続けていきましたが、それ以降は減少を続けています。また、世帯数は 42,122 世帯で増加を続けていますが、核家族化の進行により 1 世帯当たりの人員は減少しています。

年齢別構成の推移をみると、新市においても少子高齢化が進行しており、平成 12 年では、14 歳以下の年少人口が 14.6%、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 65.8%、65 歳以上の高齢者人口は 19.5%となっています。

表-1 人口・世帯数の推移

		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	人数 (人)	124,331	126,287	128,276	128,099	125,671
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~14 歳	人数 (人)	28,360	27,084	23,962	21,147	18,396
	構成比	22.8%	21.4%	18.7%	16.5%	14.6%
15~64 歳	人数 (人)	83,475	84,924	86,792	85,752	82,726
	構成比	67.1%	67.2%	67.7%	66.9%	65.8%
65 歳以上	人数 (人)	12,493	14,279	17,479	21,199	24,547
	構成比	10.0%	11.3%	13.6%	16.5%	19.5%
世帯数	世帯	33,868	35,535	38,355	40,767	42,122
	指数	100.0	104.9	113.2	120.4	124.4
1 世帯当たり人員 (人)		3.67	3.55	3.34	3.14	2.98

資料：国勢調査

注：総人口には年齢不詳人口を含む。また端数処理の関係で構成比の合計が 100.0%にならない場合がある。

(5) 産業

就業人口は、県全体に比べ第2次産業の割合が高くなっているのが特徴となっています。就業人口の総数は、平成7年以降減少となっています。産業別では、第1次産業、第2次産業の就業人口は減少し、第3次産業の就業人口は増加しています。

表-2 産業別就業者の推移

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)
総就業人口数	62,307	100.0	65,130	100.0	65,853	100.0	64,110	100.0
第1次産業	4,470	7.2	3,456	5.3	3,298	5.0	2,752	4.3
第2次産業	29,693	47.7	31,010	47.6	29,302	44.5	26,995	42.1
第3次産業	28,131	45.1	30,642	47.0	33,232	50.5	34,121	53.2
分類不能	13	0.0	22	0.0	21	0.0	242	0.4

資料：国勢調査

注：端数処理の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合がある。

(農林業)

農業は、一戸当りの経営規模が県平均に比較して小さな農家が多く、第2種兼業農家が大部分を占め、また、従事者の高齢化が進み、後継者の確保も難しい状況にあります。米を基幹作物としていますが、収益の中心は園芸作物に移りつつあり、首都圏の一角に位置する好立地条件を活かした首都圏農業の確立を目指しています。また、林業は、従事者の高齢化、後継者不足等多くの問題を抱えています。適正な森林管理を実施することにより、木材生産はもとより水資源のかん養等の公益的機能の発揮を目指しています。

(鉱工業)

鉱工業の業種は、伝統的な石灰・繊維・鋳物工業中心からプラスチック製品製造業中心の時期を経て機械・食料品中心へと推移してきています。近年の需要構造の変化や景気低迷等により出荷額は減少傾向が続いていますが、佐野・田沼の両工業団地に羽田工業団地（佐野地域）が加わり、基盤整備の進行による産業活性化とともに、首都圏の一角に位置することや、国道50号や293号をはじめとする道路網の整備が進んでいること、将来的には北関東自動車道の（仮称）田沼インターチェンジの開設が見込まれること等立地条件の一層の向上が期待されています。このような背景と産業経済の動向を踏まえ、現在進行中の佐野新都市開発整備事業では生産・流通・研究開発の拠点地区としての開発が進められており、時代に即応した新しい産業構造の確立が期待されています。

(商業)

商業については、佐野新都市に大型商業施設が進出し、新しい商業地域が形成され、そ

の発展が期待されています。また、卸売業は大幅に伸びをみせていますが、小売業は販売額が減少しており、個人消費の低迷、消費者ニーズ(需要)の多様化、郊外型量販店との競合等、厳しい状況にあり、各地域の特性を活かした商業の再構築が課題となっています。

(観光)

新市は、豊かで美しい山岳・溪谷等の自然資源、太古から近代に至る多様性に富んだ歴史資源、佐野厄よけ大師等関東一円に著名な信仰・文化施設、古くから知られた伝統工芸品、収集保存された多くの美術品、風光明媚な水辺と田園、佐野ラーメン、仙波そばに代表される人気食品、ゴルフ場等々、良質で豊富な観光資源を持っており、首都圏をはじめとする観光客が着実に増加してきています。今後は、地場産業、農産物など優れた観光資源の特性を活かした観光地づくりを進めるとともに、他地域との連携を推進するなど、一層の拡大・充実を図っていくことが課題となっています。

2. 新市の広域的位置づけ

新市においては東北自動車道佐野藤岡インターチェンジ周辺地区で佐野新都市の開発整備が進められているとともに、将来的には、北関東自動車道(仮称)田沼インターチェンジ及びその周辺開発拠点地区の整備が計画されています。

新市は、これまでの集積に加えて、こうした広域的な交通条件、地理的条件等により、東京圏から東北・北海道方面に向かう北東国土軸と、太平洋から関東内陸部や日本海に向かう軸（首都圏大環状連携軸）が交差する北関東の拠点都市と位置づけられます。

図-1 新市の広域的位置づけ



出典：「栃木県総合計画 とちぎ21世紀プラン」

3. 既存計画における位置づけ

(1) 栃木県総合計画「とちぎ 21 世紀プラン」における位置づけと発展方向

栃木県は、平成 13 年度～平成 17 年度を計画期間とする栃木県総合計画「とちぎ 21 世紀プラン」を策定し実施中です。この中では県土を 7 つのゾーン(区域)に分け、ゾーン別の特色づけと主要施策が示されていますが、新市を構成する 3 市町は、足利市とともに「両毛ネットワークゾーン」として位置づけられて次のような施策方向が提示されており、その多くは既に実施に移されています。

①高速・広域交通ネットワークの整備

- 北関東自動車道の整備促進
- 県道田沼インター線等高速道路へのアクセス道路(接続道路)の整備
- 東武線の複線化等利便性の向上

②地域産業の高度化や活性化に向けた基盤の整備

- 佐野新都市の整備と企業誘致の促進
- 技術やノウハウ(専門的技術の知識)の蓄積と広域的な交流基盤を活かした新たな事業展開の促進
- 県工業試験研究機関や地元大学等と連携した地域産業の活性化
- 施設園芸等地域の特色を活かした首都圏農業や林業の振興

③歴史・文化資源や自然と調和した快適な都市基盤の整備

- 北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺地区等の開発構想の推進
- 佐野市、田沼町、葛生町の中心市街地活性化の促進
- 南部地方拠点都市地域整備基本計画の促進

④歴史・文化資源や自然景観の保全・活用

- 観光拠点の活性化の促進

⑤うるおいのある快適な生活環境の整備

- 秋山川河川公園等快適な河川環境の整備
- 田沼町や葛生町等における生活道路や公共下水道、農業集落排水施設等の生活基盤の整備

⑥広域的な交流・連携の促進

- みかも山公園や「道の駅“どまんなかたぬま”」等多様な交流を促進する拠点の整備
- 公共施設相互利用等両毛広域都市圏交流事業の推進
- 観光農園や緑豊かな自然公園を活かした都市と農山村の交流促進

(2) 広域市町村圏計画における位置づけと発展方向

両毛地区広域行政推進協議会では、平成8年3月、平成8年度～17年度を対象年度とする『第5次両毛地区広域市町村圏計画』～両毛・ルネッサンス21～』を策定し、平成13年度には17年度までの後期基本計画がスタートしています。新市を構成する3市町は、流域圏、東武線や道路網等により生活面で結びつきも強く、圏域のサブブロックを形成していると位置づけられています。

計画では、施策の柱として、圏域の一体化・ネットワーク化、住環境の整備、産業の活性化、地域文化と教育の高揚、地域福祉の充実、広域行政の推進を位置づけています。

(3) 新市を構成する3市町の振興計画における発展方向

新市を構成する3市町は、現行の振興計画の基本理念を次のように掲げており、3者の間には、極めて高い共通性と相互補完の可能性が認められます。

佐野市：「活力とやすらぎあふれる人間尊重・快適環境都市」

田沼町：「ほんもののいなかまち・田沼～緑いっぱい・人いっぱい・楽しみいっぱい」

葛生町：「ゆたかな輝きに満ちた、活力とふれあいの生活都市・くずう」

また、3市町の今後のまちづくりの方向は次のように整理されています。

■佐野市のまちづくりの方向

- 交通拠点機能の充実
- 定住環境の整備施策の充実
- 本市における独自性の追求と文化の創造
- 長寿化を踏まえた地域社会の形成

■田沼町のまちづくりの方向

- 田舎的雰囲気と都会的雰囲気を合わせ持った町としての基礎を築く
- 自然があって、ゆっくり生活できるまち「田沼」を守る
- 田沼の歴史・風土と「技」の蓄積を活かす
- 保健・医療・福祉の充実でまちの暮らしを支える
- 自然の恵みとともに豊かな個性と可能性を伸ばす
- 町民と行政がまちづくりを共に担う

■葛生町のまちづくりの方向

- 行政・住民・企業等が一体となったまちづくり
- 住むまちとしての快適な環境の向上
- 住民生活のうるおいと安心、利便性の向上
- 地域資源を活かした農山村づくり
- 産業構造の高度化、新たな産業の育成

4. まちづくりの主要課題

新市の現況特性、広域的位置づけ、関連計画の発展方向から、新市のまちづくりの主要課題は次のようにまとめられます。

■地域の特性を踏まえた快適な生活環境の形成

既成市街地や佐野新都市開発整備区域、北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺地区を有機的に結び一体化を図るとともに、都市化の進展や生活様式の高度化に対応した道路や公園、下水道等生活環境施設の整備を進め、ゆとりとうるおいのある居住環境を整備していく必要があります。

また、森林等の恵まれた自然環境の保全・活用を図るとともに、豊かで安心できる暮らしの実現のためには、環境に与える負荷を軽減し、資源・エネルギーを有効に利活用し、持続的な発展が図れる循環型社会の構築を図る必要があります。

■少子高齢社会に対応したやさしいまちづくりの推進

少子化に対応して、子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくっていく必要があります。また、高齢化が進む中で、高齢者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、医療・救急、福祉サービスの充実をはじめ、各種行政サービスの高度化を図っていく必要があります。

■広域的な交通・立地条件を活かした産業機能の充実

大消費地である首都圏中心部に近いという地理的優位性を活かして、農林業の振興を図っていく必要があります。また、既存商店街の再生を図るため、中心市街地の活性化に努めていく必要があります。

北関東自動車道(仮称)田沼インターチェンジの整備による発展可能性を踏まえ、物流拠点の整備を進めるとともに新たな産業の立地、鉱工業、観光等の振興を促進する必要があります。

■地域を支える多彩な人材の育成

新市のまちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、人材の育成を図っていく必要があります。また、住民ニーズの多様化・高度化に対応して生涯学習環境の整備充実も重要となります。

各地域に伝わる歴史・文化資源、文化活動等について、改めて新市の共通の財産として位置づけ、振興・保護を図るとともに、新しい市民文化の創造を図っていく必要があります。

■連携と交流による地域づくりの推進

各地域の特性、誇りや愛着を活かして、いち早く市民の一体感・連帯感を醸成していく必要があります。また、行政は積極的な広報・広聴活動・情報公開を行い、市民と行政との協働をすすめる必要があります。

Ⅲ 主要指標の見通し

1. 新市の人口の見通し

新市を構成する3市町の人口は近年減少傾向にあります。将来的には、佐野新都市の開発整備や北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺開発拠点地区の整備により増加が見込まれますが、現在の経済動向を踏まえると整備開発効果が人口増に大きく寄与していくのはかなり先のことと予想されます。今後の10年間はそのためリードタイム（準備期間）と位置づけられ、人口も現状の動向で推移していくものと見通されます。

このため、新市の平成26年の人口見通しを117,500人とします。

また、年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、高齢者（65歳以上）人口の増加が一層顕著となり、平成26年には29,000人と、構成比でも24.7%を占めることが想定されます。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口については、平成26年にそれぞれ16,700人、71,800人になるものと想定されます。

2. 新市の世帯数の見通し

新市の世帯数については、今後さらに核家族化が進展することが見込まれることから、平成26年には48,000世帯に達し、一世帯当たり人員は平成12年の2.98人から2.45人まで低下することが想定されます。

表-3 新市の人口及び世帯数の見通し

(単位：人、人/世帯)

		平成7年	平成12年	平成21年	平成26年
総人口	人数	128,099	125,671	121,400	117,500
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	人数	21,147	18,396	17,300	16,700
	構成比	16.5%	14.6%	14.3%	14.2%
15～64歳	人数	85,752	82,726	77,300	71,800
	構成比	66.9%	65.8%	63.7%	61.1%
65歳以上	人数	21,199	24,547	26,800	29,000
	構成比	16.5%	19.5%	22.1%	24.7%
世帯数		40,767	42,122	46,300	48,000
1世帯当たり人員		3.14	2.98	2.62	2.45

- (注) 1 人口は、昭和60年～平成12年の国勢調査結果に基づきセンサス変化率法により推計。
 2 世帯数は、住民基本台帳データ（平成4年～14年）を用いてトレンド法により推計。
 3 構成比について、端数処理の関係で合計が100.0%にならない場合がある。

3. 新市の就業人口の見通し

就業人口は、平成7年から平成12年にかけて微減傾向にあり、今後も減少傾向が見込まれ、平成26年の就業人口は61,700人（就業率52.5%）と想定されます。

このうち、第1次産業就業者人口については、高齢化の進展や後継者不足等によって、1,500人に減少し、第2次産業就業人口についても、22,400人に減少するものと想定されます。第3次産業就業人口については、37,800人に増加するものと想定されます。構成比は、それぞれ2.4%、36.3%、61.3%と想定されます。

表-4 新市の就業人口の見通し

(単位：人)

		平成7年	平成12年	平成21年	平成26年
就業人口	人数	65,853	64,110	63,100	61,700
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	人数	3,298	2,752	2,000	1,500
	構成比	5.0%	4.3%	3.2%	2.4%
第2次産業	人数	29,302	26,995	24,500	22,400
	構成比	44.5%	42.1%	38.8%	36.3%
第3次産業	人数	33,232	34,121	36,600	37,800
	構成比	50.5%	53.2%	58.0%	61.3%
総人口		128,099	125,671	121,400	117,500
就業率		51.4%	51.0%	52.0%	52.5%

(注) 1 昭和60年～平成12年の国勢調査結果に基づくトレンド法による予測に、産業動向等を勘案して推計。

IV 新市のまちづくりの基本方針

1. 新市の将来像

地方分権により、地方公共団体は一層の自己決定・自己責任、自治能力の向上が求められ、住民参加の拡大・多様化、議会の活性化等、新市における制度の充実が求められています。

さらに、少子高齢化、高度情報化、男女共同参画といった時代の流れを見据えて対応を図ることにより、新市は、安心して暮らせる“まち”、明るい展望が持てる“まち”となることが期待され、市民一人ひとりが生涯を通じて、快適で便利な生活を享受できるまちづくりを推進する必要があります。

新市は、緑豊かな森林や美しい清流等自然環境に恵まれた地域と、これらにより潤う農業が展開する地域、また住宅や産業基盤等が集積した都市的地域を併せ持つとともに、各地域独自の歴史と文化、地域性を共有し、これらを活かした地域運営の展開と活性化が図られることが期待されています。

また、国土の広域交通体系が交差する立地条件にあり、将来的には佐野新都市の開発整備や北関東自動車道(仮称)田沼インターチェンジ及びその周辺開発拠点地区の整備、中心市街地の再整備が進むことにより拠点性の高い都市が形成され、魅力と活力にあふれた新市となることが期待されています。

新市においては、行政は情報公開に努め説明責任を果たすことにより、積極的な市民の参加を得て、市民と行政が協働して、人間性豊かな地域社会（コミュニティ）のもとに、まちづくりを進めていくことが重要です。

こうしたことから、新市の将来像は「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」とし、市民一人ひとりが、ふるさとの歴史・文化に誇りを持ち、新しい夢を育み、生き生きと暮らせる住みよいまちづくりを目指します。

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

2. 新市建設の基本目標と施策体系

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」という新市の将来像を現実のものとするように、より戦略的に計画の遂行を行うため、次の5つの基本目標により、総合的、計画的なまちづくりを推進していきます。

基本目標1：地域の特色を活かした快適なまちづくり

既成中心市街地に加えて佐野新都市、北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺を都市核として整備し、それぞれを交通・情報ネットワークで有機的に結ぶことにより、新市として一体性のあるまちづくりを推進します。また、生活に密着した道路や下水道の整備等により、快適な生活環境の形成や都市環境の整備を目指します。

足尾山地の山裾を形成する豊かな森林等の自然環境の保全と活用に努めるとともに、持続的な発展が図れる循環型社会を目指すほか、災害に強く交通事故防止にも努め、安全なまちづくりを推進します。

基本目標2：やさしくふれあいのある健康福祉づくり

安心して暮らせるまちを目指し、疾病予防施策や医療・介護体制の充実・向上を図ります。また、少子化や高齢社会に対応し、多様な子育て支援の充実とともに、高齢者が生きがいを持って快適に生活できる環境を整えます。

基本目標3：魅力と活力ある産業づくり

国土の広域交通体系が交差する立地条件を活かして、農林業や商業、鉱工業、地場産業を活性化するとともに、首都圏を視野においた産業の育成や企業立地を図ります。また、人材の育成に努めるとともに、多くの観光資源や歴史・文化資源等を活かして、市外への情報発信を行いPRに努めます。

基本目標4：豊かな心を育む教育・文化づくり

高度情報化、国際化等時代潮流の変化に対応して、市民が自主的、主体的に生涯にわたって学び続けることができるように、生涯学習の支援・充実に努めます。学校教育においては環境整備に努めるとともに、地域住民が教育に積極的に関われるよう体制整備を進めます。また、各地域に伝わる歴史・文化資源、文化活動等を、あらためて新市の共通の財産として、振興・保護を図り、新しい市民文化の創造を目指します。

基本目標5：市民みんなで作る夢のあるまちづくり

市民、行政の相互の信頼と適切な役割分担によって協力関係を確立するとともに、合併による規模の効果を活かし効率化を図り、市民満足度の高い行政の推進を目指します。また、各地域の特性、誇りや愛着を土台に、新たな連携・交流を促進し、新市の地域全体が活力と魅力ある“まち”となるよう、市民の一体感・連帯感を醸成します。さらに、真に人権が尊重される社会の構築を図るとともに、行財政の効果的・効率的な運営を推進します。

また、5つの基本目標により、行うべき施策の体系を「施策の大綱」としてまとめ、まちづくりを展開していきます。

【将来像】

【基本目標と施策の大綱】

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

地域の特色を活かした快適なまちづくり

- ・都市機能の整備
- ・環境と共生する都市づくり
- ・快適な生活を確保する基盤づくり

やさしくふれあいのある健康福祉づくり

- ・健康づくり
- ・福祉のまちづくり
- ・ふれあいのあるまちづくり

魅力と活力ある産業づくり

- ・農林業の振興
- ・商業、鉱工業の振興
- ・観光産業の振興

豊かな心を育む教育・文化づくり

- ・生涯にわたる学びの機会の充実
- ・文化の振興・保護

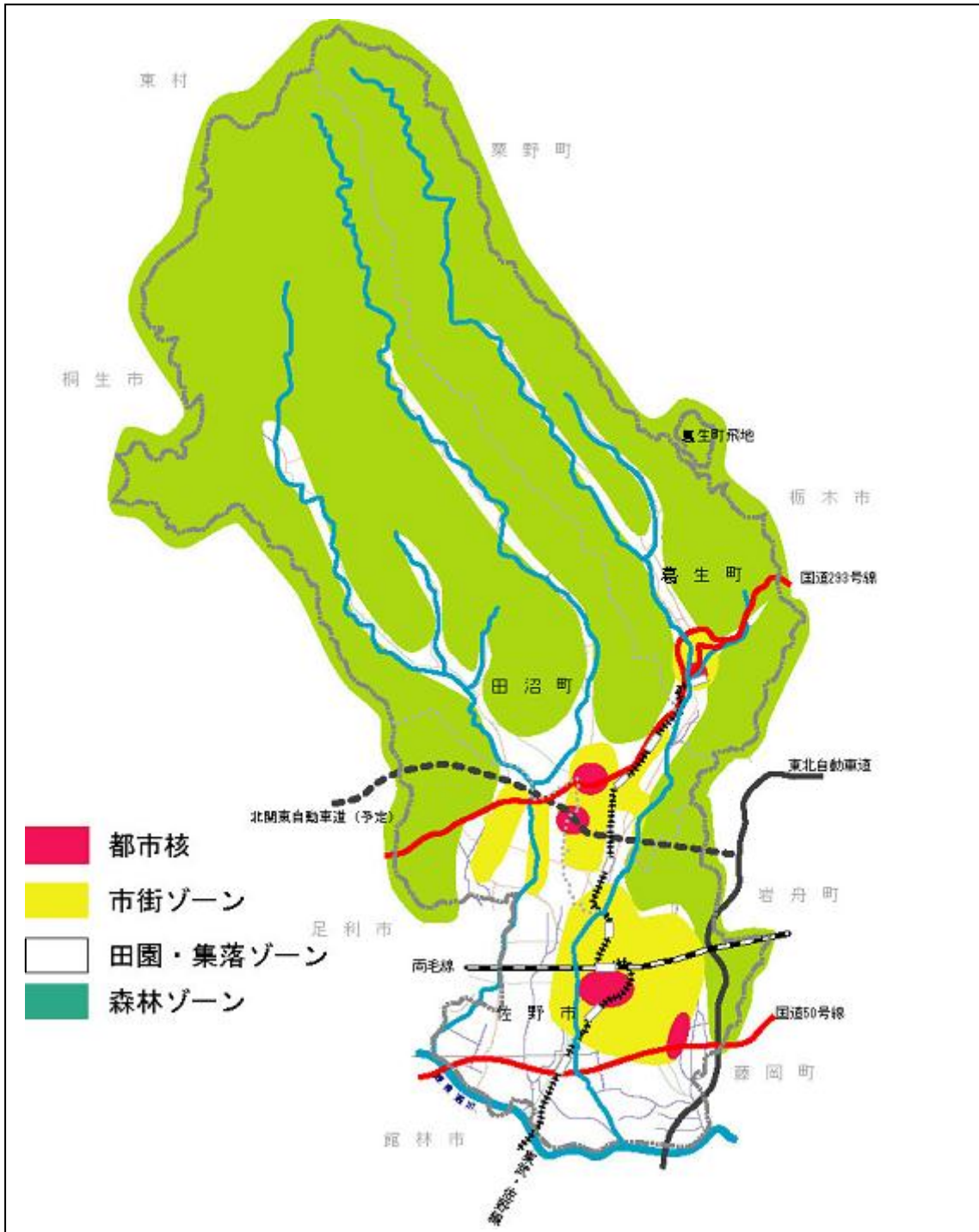
市民みんなで作る夢のあるまちづくり

- ・市民参加のまちづくりと市民サービスの向上
- ・連携・交流の推進
- ・人権尊重のまちづくり
- ・地方分権に対応した行財政運営の推進

3. 新市の土地利用方針

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向け、新市の均衡ある発展を目指すため、市域を、市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を進めていきます。

図-2 新市の土地利用方針図



(1) 市街ゾーン

道路や公園・緑地、下水道等の整備を進め、居住環境の整備充実を図ります。

市街ゾーンの中で、旧佐野市中心市街地、佐野新都市地区、北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺地区、旧田沼町中心市街地、旧葛生町中心市街地の5地区を都市核と位置づけ、中心市街地活性化事業や佐野新都市整備事業、北関東自動車道関連整備事業等を促進し、商業・業務機能、行政機能、交通拠点機能、レジャー機能、教養文化機能、新産業拠点機能、物流・流通機能等都市機能を分担配置します。

(2) 田園・集落ゾーン

首都圏に位置する立地優位性を活かして、消費者ニーズに対応した農業の展開を図ることを基本に優良農地の保全、農地の基盤整備を促進します。

また、農業集落排水事業等を推進し、生活環境の改善と集落機能の維持・向上を図り、活力ある農業地域づくりを進めます。

(3) 森林ゾーン

森林資源の維持・造成を図るとともに、適正な維持管理に努め、水源流域の保水・遊水機能の確保、土砂流出防止、自然環境保全を進めます。また、地域住民の生活環境向上や林業の振興、自然環境の保全に努めます。

唐沢山県立自然公園や根古屋森林公園、あきやま学寮周辺など、多くの自然景観の優れた地域の保全に努めるとともに、その特性を活かして市民や首都圏住民等への観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

V 新市の施策

新市建設の基本目標と施策体系に沿って、以下のような施策を展開していきます。

1. 地域の特色を活かした快適なまちづくり

新市の均衡ある発展を目指すため、都市機能を一極集中型でなく、複数の都市核により分担していきます。

森林と溪流、田園景観からなる美しい自然環境は、新市の誇るべき宝であり、うるおいとゆとりのある生活基盤を提供するものです。緑や水の保全を図るとともに、循環型社会の形成を図り、自然を愛し育みながら快適なまちづくりを推進していきます。

また、高齢者や障害者にも配慮した公共交通のあり方の検討や生活道路の整備を進める等、安心で快適な生活環境の形成や都市環境の整備を推進します。

(1) 都市機能の整備

【方針】

- 5つの都市核に、北関東の中核的都市にふさわしい都市機能を、それぞれの地域特性に応じて分担配置するとともに、佐野新都市や北関東自動車道関連整備事業、中心市街地の整備を促進します。

(2) 環境と共生する都市づくり

【方針】

- 大量消費・大量廃棄の社会から、循環型社会への転換を図るため、目標の設定とその実現のための施策の策定等、地域における住民、事業者等と連携しながら環境保全に努めます。
- 市民誰もが誇りに思える豊かな自然と調和したまちをつくるため、緑や水の保全を図るとともに、うるおいのあるまちづくりを目指すため、市民一人ひとりが自覚を持って、環境保全に取り組むよう意識啓発を図ります。

(3) 快適な生活を確保する基盤づくり

【方針】

- 土地は限られた資源であるとともに、市民生活や生産活動の共通の基盤となるものであり、自然との調和のもとに全体の均衡ある発展と豊かな定住環境の形成を目指した土地利用を推進します。
- 市街地の面的整備や総合的な道路・交通体系の確立を図るため、環境に配慮しながら、土地区画整理事業等の検討を行うとともに、幹線道路、生活道路及び橋りょうの整備

を関係機関との調整のもとに促進します。

- 鉄道の利便性向上に取り組むとともに、現行バス路線の維持に努めるほか、高齢社会にも対応した公共交通機関のあり方を検討し、移動手段の確保を図ります。
- 新市として中山間地域等に配慮するなど均衡ある発展を目指す関係行政計画を策定するとともに、快適で質の高い生活環境を創出するため、河川、排水路、上水道、下水道、公園等の生活基盤の効率的な整備を推進します。
- 住宅については多様な居住ニーズや需要に対応した供給により、快適な住環境をつくれます。
- 地域防災計画において市民、行政及び企業が一体となって災害に即応できる実践的かつ弾力的な体制整備を図るとともに、地震や台風、火災等災害に強いまちづくりを推進します。
- 交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設等の整備を充実します。

(単位：百万円)

施策名	施策の概要	概算事業費
(1) 都市機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 佐野新都市の整備促進 ■ 北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺開発 ■ 北関東自動車道及び(仮称)田沼インターチェンジアkses道路の整備促進 ■ 既成中心市街地活性化の促進 	6,247
(2) 環境と共生する 都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境基本計画策定と循環型社会づくりの推進 ■ 一般廃棄物処理施設の整備 ■ 市民との連携による環境教育の推進 ■ 自然環境を大切にした事業の推進 	9,201
(3) 快適な生活を確保する 基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国土利用計画等の策定 ■ 都市計画マスタープランの策定 ■ 市街地の整備と道路・交通体系の確立 ■ JR両毛線、東武鉄道佐野線の利便性向上、利用増進への取組み ■ バス路線の維持及び公共交通機関のネットワーク化 ■ 山村振興計画の策定 ■ 辺地総合整備計画の策定 ■ 中山間地域総合整備事業の推進 ■ 公共下水道の整備 ■ 農業集落排水の整備 ■ 合併処理浄化槽設置の推進 ■ 河川環境の整備 ■ 公園整備と市域内での緑化推進 ■ 清掃センター余熱利用施設の整備 ■ 生活用水の安定供給と確保 ■ 住環境の改善及び整備 ■ 地域防災計画の策定及び防災体制の整備 ■ 防災行政無線システムの整備充実 ■ 自主防災組織の育成 ■ 消防署と消防団との連携及び初動体制の強化 ■ 交通安全意識の普及啓発と施設整備の充実 	85,033

2. やさしくふれあいのある健康福祉づくり

少子化や高齢社会の中で、安心して生活を送るには、万一、介護や医療等が必要になった時には、心が通いお互いを支え合う地域社会が望まれます。このため、市民サービスの向上はもちろんのこと、ボランティアや企業等がそれぞれの立場で社会に貢献しやすい環境づくりを目指します。

また、家庭や身近な地域の中で、世代間の対話、連携、助け合いにより、そこから生活の知恵を学ぶこともできます。このように多世代が融合し、支え合い高め合うことで、誰もが住んで良かったと誇りに思え、住んでみたいといわれるような、やさしくふれあいのあるまちづくりに努めます。

(1) 健康づくり

【方針】

- すべての市民が心身共に健やかに暮らせるように、保健センター等を健康づくりの拠点として、健康に対する自覚と意識高揚に努めます。
- 健康診査や相談・指導体制の充実、健康に関する情報提供等保健衛生サービスの充実を図ります。
- 医療機関等との連携を強化して、疾病予防、早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る一貫した質の高い地域保健医療体制を確保するとともに、救急医療体制の整備充実を図ります。
- 子どもから高齢者まで、自主的に健康づくりに取り組めるよう、多様な機会の提供に努めます。

(2) 福祉のまちづくり

【方針】

- 地域社会の中で住民が支え合い、安心して生きがいに満ちた生活ができるよう地域福祉の充実に努めます。
- 高齢者が、知識・技術・経験を活かして生き生きと働き、活動し、ともに支え合う仕組みをつくり、健康で豊かに暮らせる環境づくりを進めます。
- 介護保険制度を円滑に運営するため、介護サービスの質や量の充実、情報提供や相談体制の整備を図り、地域において安定したサービスが提供できる体制を構築します。
- 障害者が地域で自立した生活を送り、安心して暮らせるよう雇用・就労機会の促進を図るとともに、きめ細やかな福祉サービスを提供し、「地域で共に生きる社会」の実現を目指します。
- 保育サービスや子育て相談の充実、子育て家庭への積極的な支援、地域・学校・家庭・

行政の連携による子育てしやすい環境づくりの推進など、子どもを健やかに産み育てる地域社会を目指します。

(3) ふれあいのあるまちづくり

【方針】

- すべての人にやさしい地域づくりの発想であるユニバーサルデザイン^{注1}の視点に立って、公共施設等のバリアフリー^{注2}化や生活環境の整備を進めます。
- 多世代間の交流、ボランティア活動への参加等をとおして、障害者、高齢者、子どもに対する理解を深め、「心のバリアフリー」を進めます。
- 行政が得意な分野と、ボランティアや地域住民によることが好ましい分野とを分担しあい、お互いが協働して福祉サービスを供給する体制をつくります。

注1 ユニバーサルデザイン：誰もが簡単に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使えるよう考えられた設計。

注2 バリアフリー：障害をもつ人でも地域の中で普通に暮らせるよう、身体的・精神的な障壁を取り除いていこうとする考え方。

(単位：百万円)

施策名	施策の概要	概算事業費
(1) 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ (仮称)健康21プランの策定 ■ 母子保健計画の策定 ■ 各保健センターの連携強化 ■ 疾病予防の推進 ■ 高齢者の介護予防対策や相談機能・情報提供機能の強化 ■ 救急医療体制の整備充実 ■ 市民病院の運営(現在の栃木県・県南総合病院) ■ 健康づくりの推進 	43,456
(2) 福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉計画の策定 ■ 地域ケアネットワークの構築 ■ シルバー人材センター等の活用による高齢者パワーを活かせる環境づくり ■ 高齢者の緊急通報システムの拡充 ■ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定 ■ 介護サービス基盤整備の推進 ■ 障害者福祉計画の策定 ■ 障害者や高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進 ■ 障害者の保健福祉の推進 ■ こども健全育成計画の策定 ■ 子どもを健やかに産み育てる環境づくりの推進 	10,951
(3) ふれあいのある まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルデザインによるバリアフリー化 ■ 地域福祉を支える人材と組織の育成・支援 ■ ボランティア活動やNPO活動等による共に支え合うまちづくりの推進 	239

3. 魅力と活力ある産業づくり

恵まれた立地条件を活かして首都圏消費者を対象にした農業の推進を図るとともに、特産品の販売促進、多様な担い手の育成・確保に努めます。

既成中心市街地の活性化を進め既存商業の再生を図るほか、新規商業施設を核に広域的な商業拠点の形成を推進します。

鉱工業の活性化を図るため、経営体質の改善、技術力の強化、製品の高付加価値化等を促進します。

北関東自動車道の整備を見据えながら、東北自動車道と併せて、国土の広域交通体系を最大限に活用した企業誘致や観光産業の振興に努めるとともに、今後、発展するとみられる情報産業のほか、生活・医療・福祉等新しい需要に対応した生活関連産業の育成と拡充を図り、活力ある産業のもとに、市民の豊かな暮らしを支えていきます。

(1) 農林業の振興

【方針】

- 優良農地の整備・確保と農地の有効活用を進めるとともに、認定農業者等担い手の育成や新規就農者の確保等持続的な農業を目指します。
- 消費者ニーズに対応し、自然環境と調和した農業生産活動を推進するとともに、魅力ある特産品づくりや農業体験等、都市農村交流促進による地域農業の活性化を図ります。
- 林業生産基盤の整備を促進し、森林の適正な整備・保全に努め、林業の振興を図ります。また、森林のもつ水源かん養、自然環境保全等の公益的機能が持続的に発揮できるよう努めるほか、観光・交流の場としての活用にも積極的に取り組んでいきます。

(2) 商業、鉱工業の振興

【方針】

- 中心市街地の整備を進め、活性化に努めます。
- 石灰・砕石産業の活性化を図るため、新商品の開発支援や需要の拡大に努めます。
- 恵まれた広域的交通等の立地条件を活かして、優良企業の誘致を図ります。
- 中小企業の経営基盤の強化、人材の育成等の各種支援に努め、地場産業の振興を図ります。

(3) 観光産業の振興

【方針】

○地域の観光資源を連携することにより、新たな付加価値を見だし、「人を集める」観光戦略を展開していきます。

○広域的な連携により、観光客の誘致を積極的に展開していきます。

(単位：百万円)

施策名	施策の概要	概算事業費
(1) 農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興地域整備計画の策定 ■ 農業基盤の整備及び優良農地の保全 ■ 魅力ある特産品づくりの推進 ■ 後継者・担い手育成 ■ 経営支援のための制度資金の効率的な活用 ■ 林業基盤の整備及び森林の適正な整備・保全 ■ 体験農林業等都市との交流の促進 	807
(2) 商業、鉱工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存中心商店街の活性化 ■ 石灰・砕石産業製品のまちづくりへの積極的な活用 ■ 優良企業の誘致 ■ 中小企業及び地場産業の技術高度化と人材育成の支援 ■ 経営支援のための制度資金の効率的な活用 	13,782
(3) 観光産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の観光資源を整備し、新市としての一体化した観光戦略の展開 ■ 農林業を活用した体験型観光の推進 ■ 新しい観光マップの作成、PR活動の推進 	369

4. 豊かな心を育む教育・文化づくり

身近な芸術・文化活動やスポーツ、生涯学習活動は人生に豊かさをもたらす重要な要素になります。また、国際化の進む現代社会においては、国際交流をとおして多様な文化、習慣を理解するとともに、自らの文化に対する自覚と誇りを深めることが求められます。

新市においては、生涯にわたっての学習を進めるとともに、新しい文化と伝統的文化資産や芸術的資産を融合し、日々の暮らしの中に取り入れ、豊かな心と文化を育むまちづくりを推進します。

学校教育においては、学習環境の整備に努め、また、家庭や地域とともに児童・生徒を育てていく体制整備を進めていきます。

(1) 生涯にわたる学びの機会の充実

【方針】

- 生涯学習においては多様な学習機会の充実や、学習情報の提供に努めます。
- 誰もが生涯にわたってスポーツが楽しめるように、学校、地域を通じたスポーツ活動や各種催し物を推進します。
- 学校教育においては、“ゆとり”と“確かな学力”のバランスのもとに、生きる力を育む教育実践により、夢を育み個性を生かす教育の展開を図るとともに、家庭教育の果たす役割を再考し、学校、家庭、地域社会が一体となって、心豊かなたくましい子どもを育てる仕組みづくりに努めます。
- 学校施設については、計画的に改修・改善を図ります。
- 国際化の時代にふさわしく、様々な国や地域の人達との交流を促進し、異文化への理解を深めていきます。

(2) 文化の振興・保護

【方針】

- 生活にやすらぎとうるおいを与えるすぐれた芸術・文化と身近に接する機会をつくるとともに、多様な文化・芸術活動を支援します。
- 各地域に伝わる歴史・文化資源、祭り等はあらためて新市の共有の財産として位置づけ、振興・保護に努めます。

(単位：百万円)

施策名	施策の概要	概算事業費
(1) 生涯にわたる 学びの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習推進計画の策定 ■ 生涯学習施設の整備 ■ 生涯学習講座の積極的な開催と人材の育成及び各種サークルの支援 ■ 既存図書館の整備・ネットワーク化及び移動図書館車の活用 ■ 生涯スポーツの推進と指導者の育成 ■ さわやか教育指導員等の配置 ■ コンピュータ利用教育の推進 ■ 教育センターの活用 ■ 地域住民とのふれあいにより、様々な人との交流ができる子どもの育成 ■ 校舎・体育館耐震補強及び大規模改造事業等 ■ 学校給食センターの整備 ■ 国際感覚を育成する教育の充実と国際交流の推進 	6,738
(2) 文化の振興・保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化活動の推進、各種催し物の実施 ■ 文化施設の整備充実とネットワーク化 ■ 各地域の歴史・文化、祭り等の保存継承 ■ 優れた技能や先人の遺産の保全とその有効活用 	337

5. 市民みんなで作る夢のあるまちづくり

社会が成長から成熟へ移行していく中で、活力と魅力にあふれた豊かなまちを形成していくためには、より一層、地域の特性を活かした個性あるまちづくりが必要となっており、市民自らもまちをつくりあげる主体としての役割意識と責任ある態度が求められてきています。そこで行政情報の公開、積極的な広報・広聴活動の推進を図り、市民と行政が情報を共有し、市民等の主体的なまちづくりへの参加を促進していきます。

情報通信技術（IT）の飛躍的な発展や交通手段の発達等により、人・物・情報が自由に移動する時代が到来しており、こうした環境を積極的に活かし、市民相互の連携と交流によるまちづくりを進めていきます。

人権の尊重はまちづくりの基本であることから、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、すべての文化や考えを互いに交流し、共に支え合い、人権が尊重されるまちづくりを推進していきます。

さらに、地方分権時代に対応して、行政体制の整備を図り、創意と工夫による自主的・主体的な行財政運営を推進していきます。

(1) 市民参加のまちづくりと市民サービスの向上

【方針】

- 情報公開制度の推進に努めます。
- 市民の自主的活動ができる環境整備を積極的に進めるとともに、人材の育成支援に努めます。
- 自治会活動やボランティア活動、NPO活動等、地域における自主的で個性豊かな活動を支援します。
- TMO（タウンマネジメント機関）^{注1}によるまちづくりを促進します。
- 公民館、集会施設等コミュニティ施設を中心とした活動を支援する等、市民の自主的・主体的な活動の機会の拡充に努めます。
- 電子自治体の形成を推進し、市民サービスの向上に努めます。

(2) 連携・交流の推進

【方針】

- 住民の情報格差が発生しないよう、情報通信基盤の整備を推進します。
- 地域情報化を推進し、情報の共有化を図るとともに、新市のPR・イメージアップを図ります。

^{注1} TMO(タウンマネジメント機関)：市町村の認定を受け、中心市街地における基盤整備・ソフト事業の総合的な構想を作成し、構想に基づいてまちづくりの運営・管理をするための機関。

- 新市が一体となった催し物などが開催可能な施設を整備します。
- 新市の住民の融和と交流を図るため、新市が一体となった特徴ある催し物を実施します。

(3) 人権尊重のまちづくり

【方針】

- あらゆる差別や偏見のない地域社会を目指し、個々の人権を尊重するまちづくりを実現するため、多様な人権学習の機会を創出します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、学校、職場、地域社会等、あらゆる場における性別にとらわれない平等な立場での活動意識が求められることから、男女平等観に立った社会参加を促進するため、積極的な啓発活動等を推進します。また、(仮称)男女共同参画センターの設置についても検討します。

(4) 地方分権に対応した行財政運営の推進

【方針】

- 質の高い市民サービスを効率的・効果的に提供できるように、職員の資質向上や計画的な定員管理を図るとともに、行政ニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。
- まちづくりの長期的、総合的な展望のもとに、合併の効果や事業効果、重要度、緊急度、優先度等を勘案した財政見通しを立て、事業の重点化を行い、効率的で健全な財政運営に努めます。また、余剰施設の有効利用等により、経費の削減を図ります。
- 新市庁舎の整備については、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性などにも十分配慮し、建設位置や施設規模を定めるものとします。

(単位：百万円)

施策名	施策の概要	概算事業費
(1) 市民参加のまちづくり と市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報公開の推進 ■ 情報の発信及び広報・広聴活動の推進 ■ 自治会活動、ボランティア活動、NPO活動の支援 ■ TMOによるまちづくりの促進 ■ コミュニティ活動等の機会の拡充 ■ 電子自治体形成の推進 	719
(2) 連携・交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信基盤の整備 ■ ケーブルテレビの普及促進 ■ 地域情報化の推進 ■ 市民交流施設の設置 ■ 地域間交流の推進 ■ 合併市町村振興基金の設置 	3,819
(3) 人権尊重のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権教育・人権啓発の推進 ■ 男女共同参画社会に向けた施策の推進 	134
(4) 地方分権に対応した 行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の資質向上 ■ 定員適正化計画の策定 ■ 振興計画の策定 ■ 効率的で健全な行財政運営の推進 ■ 行政評価システムの構築 ■ 新市庁舎の整備 	10,936

VI 新市における栃木県事業の推進

1. 栃木県の役割

新市は、秋山川や唐沢山など豊かな自然環境のもと、東京圏や隣接県との密接な結びつきを活かしながら、古くから育まれてきた文化や早くから発達した産業が集積し、栃木県の発展をリードしてきた地域です。また、新市においては東北自動車道、一般国道50号・293号等が整備され、現在、北関東自動車道の整備も進められており、今後ますます、国土の広域的な交流の要衝として重要な地域となります。

こうした歴史的・文化的、地理的条件を活かして、新市は歴史と自然が調和し、北関東自動車道などを基盤とした都市機能の集積と活発な地域間交流が展開される市となることが期待されています。

栃木県は、地方分権の時代において、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして、新市と十分に連携し、新しいまちづくりに向けた取組みを積極的に支援していきます。また、合併に伴う新たな財政需要に対して、市町村合併特別交付金により財政支援を行います。

2. 栃木県の実業

○高速・広域交通ネットワークの整備と都市基盤の整備

- ・北関東自動車道の整備促進を図るとともに高速道路へのアクセス強化を図るため、一般県道田沼インター線の整備に取り組みます。
- ・佐野新都市地区の整備や北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺地区の開発構想を促進するとともに、中心市街地の活性化を支援します。
- ・新市の一体化と均衡ある発展を支援するため、幹線道路網の計画的な整備に取り組みます。

○快適な生活環境の整備

- ・秋山川河川公園など快適な河川環境の整備を促進するとともに、道路や公共下水道、農業集落排水事業等の生活基盤の整備を支援します。
- ・急傾斜地における崩落対策や治山・砂防事業、河川改修など防災対策に取り組みます。

○地域産業の高度化や活性化に向けた基盤の整備

- ・佐野新都市地区の整備促進や北関東自動車道田沼・佐野インターチェンジ周辺地区の開発構想の促進により、新市が行う企業誘致を支援します。
- ・技術やノウハウの蓄積と広域的な交流基盤を活かした新たな事業展開を促進し、地域産業の活性化を支援します。
- ・地域の特色を活かした首都圏農業や林業の振興、農林道整備等に取り組みます。

○広域的な交流・連携の促進

- ・観光農園や緑豊かな自然公園を活かした都市と農山村との交流を促進します。

Ⅶ 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域のバランスや市民の利便性等に十分配慮し、財政事情を考慮しながら整備していきます。また、新市庁舎の整備に関しては、合併後、建設位置や施設規模を含めて定めるものとします。

VIII 財政計画

本財政計画は、合併後の平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間について、歳入、歳出の各項目ごとに過去の実績を基礎として、合併に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計ベースで策定しています。

計上された施策（主要事業）については、合併後において、緊急性・効果等を勘案して策定する実施計画に従い、限られた財源の中で効率的・効果的な実施を図っていくものです。

項目ごとの主な内容は次のとおりです。

1. 歳入

(1) 地方税

過去の実績推移と今後の経済見通し、さらに人口の推移を踏まえ現行税制度を基本に推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税の段階補正の見直しによる減額が行われていることに配慮するとともに、臨時財政対策債への振替措置分、さらに、合併による普通交付税上乘せ分、特別交付税措置分及び合併特例債償還に伴う普通交付税算入分を見込んで推計しています。

(3) 分担金・負担金、使用料、手数料

過去の実績推移を踏まえ、合併に伴う増減を勘案し、概ね現状で推移するものとして推計しています。

(4) 国庫支出金

国の財政構造改革の影響で、減少傾向で推移していくものと見込むほか、田沼・葛生町の生活保護費負担分と合併市町村補助金を見込んで推計しています。

(5) 県支出金

国の財政構造改革の影響で、減少傾向で推移していくものと見込むほか、県特別交付金を見込んで推計しています。

(6) 地方債

通常債については、当該年度の投資経費とのバランス、後年度負担に配慮した起債を見込んで推計しています。また、臨時財政対策債について減額しつつ起債を見込むとともに、合併特例債の起債分も見込んでいます。

2. 歳出

(1) 人件費

合併による特別職等の削減、退職者の補充抑制による一般職職員の削減を見込んで推計しています。

(2) 物件費

過去の実績推移を踏まえるほか、合併特例債事業施設の維持管理費等による増加と合併後のスケールメリットによる伸びの抑制を勘案するとともに、ごみ処理委託料や新清掃センター物件費を見込んで推計しています。

(3) 維持補修費

過去の実績推移を踏まえるとともに、施設の増加、経年化による増加を見込んで推計しています。

(4) 扶助費

過去の実績推移を踏まえるほか、高齢人口の伸び率を勘案するとともに、田沼・葛生町の生活保護費分、合併に伴う福祉サービス向上による増加を見込んで推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績推移を踏まえるとともに、合併に伴う一部事務組合の再編等による影響を見込んで推計しています。

(6) 公債費

平成16年度までの地方債に係る償還見込額に、新市における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

(7) 積立金

合併後の市町村振興のための基金造成による積立、3市町が持ち寄る財政調整基金及び減債基金の利息収入を見込んで推計しています。

(8) 投資・出資・貸付金

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移するものとして推計しています。

(9) 繰出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、下水道事業等への繰り出し分を考慮し、推計しています。

(10) 普通建設事業費

新市建設計画の事業を考慮し、歳入総額から普通建設事業費以外の経費を控除したものを普通建設事業費としています。

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地 方 税	15,855	15,830	15,806	15,789	15,719	15,649	15,570	15,492	15,413	15,335
地 方 譲 与 税	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518
利 子 割 交 付 金	122	122	122	122	122	122	122	122	122	122
地 方 消 費 税 交 付 金	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145
ゴルフ場利用税交付金	204	204	204	204	204	204	204	204	204	204
自動車取得税交付金	313	313	313	313	313	313	313	313	313	313
地 方 特 例 交 付 金	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
地 方 交 付 税	6,702	6,536	6,424	6,573	6,701	6,645	6,769	6,890	7,011	7,110
交通安全対策特別交付金	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
分 担 金 及 び 負 担 金	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131
使用料及び手数料	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017
国 庫 支 出 金	4,587	3,891	3,162	3,133	3,104	3,075	3,046	3,018	2,990	2,962
県 支 出 金	1,920	1,805	1,539	1,524	1,508	1,493	1,478	1,464	1,449	1,434
財 産 収 入	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
寄 附 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 越 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172	2,172
地 方 債	8,852	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000
歳 入 合 計	43,988	39,134	36,003	36,091	36,104	35,934	35,935	35,936	34,935	34,913

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 件 費	9,630	9,598	9,412	9,264	9,118	8,989	8,877	8,761	8,685	8,554
物 件 費	5,255	5,295	4,634	4,675	4,716	4,716	4,716	4,716	4,716	4,716
維 持 補 修 費	649	662	675	689	703	717	731	746	761	776
扶 助 費	3,370	3,396	3,422	3,447	3,473	3,499	3,558	3,617	3,677	3,736
補 助 費 等	3,475	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424	3,424
公 債 費	4,816	4,555	4,836	5,176	5,125	5,158	5,204	5,223	5,302	5,241
積 立 金	1,951	1	1	1	1	1	1	1	1	1
投資・出資・貸付金	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362	1,362
繰 出 金	3,484	3,588	3,696	3,807	3,921	4,039	4,159	4,285	4,414	4,545
普通建設事業費	9,996	7,253	4,541	4,246	4,261	4,029	3,903	3,801	2,593	2,558
歳 出 合 計	43,988	39,134	36,003	36,091	36,104	35,934	35,935	35,936	34,935	34,913

この佐野市・田沼町・葛生町新市建設計画を策定するにあたっては、公募により3市町の住民の皆さんに委員として参加いただいた「新市計画住民懇話会」での議論、提言を参考にさせていただきました。